

総務委員会会議録

平成24年5月16日(水)

(開会) 10:03

(閉会) 12:25

案 件

1. コミュニティバスの運用について

【 報告事項 】

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1. 指定管理施設の評価について | (総合政策課) |
| 2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて | (中心市街地活性化推進課) |
| 3. 東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について | (総務課) |
| 4. 職員の不祥事について | (人事課) |
| 5. 測量・建設コンサルタント等業務成績評定の試行導入について | (契約課) |
| 6. 公用車による交通事故発生について | (管財課) |

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。平成23年6月、9月、平成24年3月の本会議において、「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」の審査や関係する一般質問等における執行部の答弁に誤りがあったことが判明しております。この件について、市長より議長に対して来たる6月議会において訂正説明並びに陳謝をしたい旨の申し出がっておりますが、本会議における答弁は全議員に及ぶところですので、まずは各常任委員会においても訂正説明を受けることといたしました。本件について、執行部の発言を許します。

副市長

大変申し訳ありませんが「明星寺地区採石場周辺市道における車両制限問題に関しまして、本会議上並びに経済建設委員会での執行部の答弁に、誤りがあることが判明いたしましたので、お詫び申し上げますと共に訂正をお願いするものであります。誠に申し訳ありませんでした。詳細につきましては担当部署より説明をいたさせます。よろしくお願い致します。

都市建設部長

平成23年6月30日、本会議に上程され、経済建設委員会での審査を経て採択されました「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」に関する質疑、質問等に対しまして、本会議並びに同委員会において誤った答弁をしていましたことをお詫び申し上げます。

当初、現地測量時の初歩的な道路幅の転記ミスにより、入り口から300メートル以内に離合可能な箇所があり、大型車が通行可能な道路としておりましたが、地元立会での現地再測の結果、車両の制限を受ける道路であることが判明したものであります。これまで誤った答弁をしてきたことに対し、議会、委員会、地域住民の皆様深く陳謝し、猛省いたすところであります。今後は職員一同業務の遂行にあたり、なお一層適切な道路行政に努めていきたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした

また、関係職員につきましては、5月10日に処分が言い渡された所でございます。なお、「産業廃棄物処理施設の設置に係る環境調査書の意見書に対する見解書」についての市の意見書提出にあたり、市民環境部環境整備課に当該道路が、通行する車両に対して制限を受ける道

路であることが判明した事を伝え、環境整備課ではその内容についても意見書に反映し、その提出期限である4月5日付で4月12日に県へ提出されております。

土木管理課長

「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」におけます本会議並びに経済建設委員会での答弁内容につきまして、誤りが判明いたしましたのでご説明申し上げます。

配布しております資料をご参照ください。請願書にあります明星寺団地北側の道路の平面図でございます。右側が団地東側入口となっております。中央部に赤色で表示しております団地東側入口より300メートルの箇所でございますが、昨年7月に開催された経済建設委員会に提出してありました資料には下段に表記していますように、21メートルの区間は車道幅員が5メートル以上としておりました。しかし、今回現地精測の結果、車道幅員が5メートル未満であることが判明し、300メートル以内の区間に離合できる場所がなく、車両制限令により、車道幅員の2分の1を超える車両の通行が制限を受ける道路となったものであります。これまで、当該道路は300メートル以内に車道幅員5メートル以上の離合場所があるため、大型車が通行可能な道路と誤って答弁しておりましたので、訂正させていただくものであります。また、道路幅員における車道幅員の考え方につきましても、車道幅員は道路幅員より左右の路肩幅を除いた幅員となるものであり、L形溝は路肩に含まれ、車道幅員には含まれないものであります。併せて訂正をさせていただくものであります。

現地の測量データの誤記や再確認を怠るミス等が重なり、車両の通行制限に関して誤った判断をしてきたことに対して、議会並びに地元の皆様に深く陳謝をいたすところであります。なお、大型車を通行させている事業者には、車両制限令により大型車の通行が制限される道路である事を文書で通知し、法の遵守を行うとともに、5月25日までに措置を行うよう指示書を送付いたしております。今後はこのようなミスが二度と起こらないようチェック体制を整え、業務に努めて参りたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。これで報告を終わります。

委員長

本件については、6月議会において正式に取り扱われますので、質疑等はその際に行っていただきますようお願いいたします。都市建設部の皆さまは退席されて結構です。

審査順序が前後いたしますが、会議の進行上、先に報告事項を議題といたします。おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「指定管理施設の評価について」、報告を求めます。

総合政策課長

「指定管理施設の評価について」ご報告いたします。指定管理施設の外部評価につきまして、平成21年3月に条例改正を行い、21年度より実施しているところです。平成23年度に評価を諮問しました施設はお手元に配布しております資料のとおり、飯塚市斎場及びサンビレッジ茜の2施設で飯塚市斎場は16項目、サンビレッジ茜は17項目について評価を受けております。評価委員会は施設ごとに2回開催され、施設の現地調査、施設所管課のヒアリング並びに委員相互の意見交換等を行い、最終評価を行っていただいております。その経過を経まして、評価委員会より市長へ答申を受けました評価結果につきましては、総合政策課より各施設所管課へ通知を行い、各所管課はそれぞれの指定管理者へ通知を行うとともに、改善点の指導等を行い、より一層のサービス充実を図っていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化基本計画につきましては、3月29日に内閣総理大臣の認定を受けることができました。これも議会を始め、関係各位のご協力のおかげだと大変感謝しております。ようやくスタートラインに立てましたので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

認定された基本計画書については、既に配付させていただきましたが、申請時の計画書案から3箇所ほど文言の修正をしております。これは、申請後の内閣府との正式協議の中で修正を行ったものでございまして、修正内容は資料4ページの別紙3に記載しておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

次に、これまでの経過及び今後のスケジュール等について主なものを説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。3月27日に飯塚本町東地区土地画整理事業に関する都市計画決定のための地元説明会を開催いたしました。当日は39人の出席があり、主な質問・意見としては、「テナントへの説明をもっとしてほしい」、「電線地中化ができないか」などがありました。4月9日には、玉置跡の1階で行う健康空間創出事業と新飯塚商店街のアーケード撤去事業について経済産業省戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金の採択がっております。

4月12日から5月7日まで、タウンマネージャーの公募を行いまして、2人の応募がございました。来週には面接審査が行われることになっております。なお、タウンマネージャーについては、中心市街地の商業活性化を主な業務とし、応募資格は中心市街地の活性化、特に商業の活性化に対し専門的知見、経験と情熱、特に地元商業者とともに、飯塚を真剣に良くしていこうと強く思う熱意を有している方などとなっております。また、選考委員は中心市街地活性化協議会幹事会から6人の方が選出されております。

次に、4月24日に吉原町1番地区第一種市街地再開発事業に関する都市計画決定のための地元説明会を開催いたしました。当日は32人の出席があり、主な意見としては、「区域は全体的に広げるよう見直すべきではないか」、「分譲マンションではなくサービス付き高齢者賃貸住宅にできないか」などがありました。バスセンター周辺の再開発事業区域については、本年1月に西鉄さんに対しバスセンター北側への区域拡大要望を地元の方と一緒に行いましたが、西鉄さんからは、「事業費が増え、保留床の処分者がいないので、そうすると事業が進められない」との回答がっております。従いまして、市といたしましては、事業の確実性や実現性の観点から、北側への区域拡大を断念し、当初のとおり西鉄バスセンターとその南側の区域で事業の進捗を図っていただいております。

次に今後のスケジュールでございますが、5月20日に(株)まちづくり飯塚主催の街コンが開催されますし、5月28日には中心市街地活性化協議会の第3回会議が予定されております。

次に、主な活性化事業の今後のスケジュールについて説明いたします。2ページの別紙1をお願いいたします。吉原町1番地区第一種市街地再開発事業につきましては、現在再開発準備組合で鋭意協議されておまして、今後、従前資産に関連する土地家屋等の調査などを行いながら事業計画案を作成していくことになっております。12月には都市計画決定、その後、事業計画認可及び本組合設立を平成24年度内に予定しております。平成25年度は、権利変換計画作成や実施設計、建物の除却、整地を行い、平成26年度からの建設工事着手、平成27年9月の工事完了を目指しております。次に、ダイマル跡地の事業につきましては、

(株)まちづくり飯塚が裁判所に清算人選任の申し立てを行うなど所有権取得に向けた動きをされており。計画では、10月ごろの所有権取得、平成24年度内の建物解体、平成25年度に建築工事を行い、平成25年12月の工事完了を目指しております。

次に、飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、関係者による全体の勉強会を2カ月に1回開催するとともに、必要に応じて関係者と意見交換を行っておりますし、建物補償調査を早急に実施し、補償額について概ねの合意を得ていきたいと考えております。予定では本年12月に都市計画決定、本年度末までに事業計画決定を目指しております。また、居住ゾーンの分譲マンション建設につきましては、居住ゾーンへの換地を希望される方で協議会を設置いたしまして、事業者の選定条件を検討していくことにしております。そして、平成25年度当初に事業者を決定し、土地の売却手続きを速やかに行ったうえで、平成28年度当初での供用開始を目指しております。子育てプラザや新飯塚潤野線拡幅につきましては、平成26年度の実施設計、平成27年度の工事を予定しております。

3ページをお願いいたします。飯塚緑道整備につきましては、本年度にワークショップを開催しながら実施設計を行い、平成25年に改修工事を行う予定でございます。都市サイン整備につきましては、本年度は関係課での協議を重ね、平成25年度に実施設計、平成26年度に歩行者系の整備、平成27年度に自動車系の整備を予定しております。中心市街地歩行者空間整備につきましては、新飯塚商店街通りに関して本年度にワークショップを開催しながら実施設計を行い、平成25年度に道路整備を行います。嘉穂劇場周辺も今年度に道路整備をいたします。残る10路線につきましては、平成25年度以降に道路整備を予定しております。

続きまして商業の活性化につきましては、健康空間創出事業を本年6月から実施いたします。旧玉置の1階を商工会議所が賃借し、福岡大学スポーツ科学部との連携で実施する運動教室等の事業を展開してまいります。次に、戦略的逸品店舗起業者支援事業につきましては、平成24年度は起業者支援内容について関係機関との協議を行うとともに、空き店舗情報サイトを構築し、平成25年度からのチャレンジショップ運営を予定しております。実施主体は、飯塚商工会議所でございます。新商品開発支援事業につきましては、健康関連商品の開発を支援し集客力のある商店街形成を図るもので、県補助を活用し6月からの事業開始予定でございます。この実施主体は、飯塚商工会議所でございます。新飯塚地区歩行者空間活用事業につきましては、新飯塚商店街振興組合がアーケードを7月下旬から撤去する予定でございます。その後、平成25年度に市が道路整備を行ったあと活性化のソフト事業を実施してまいります。

次に、スマイルコミュニケーション創出事業につきましては、長崎街道筑前六宿開通400周年記念事業として、各種イベント事業を実施する予定でございます。戦略的逸品店舗誘致事業につきましては、空き店舗対策として、商店街関係者や商工会議所と合同会議を開催しながら、消費者ニーズに即した集客力や特色のある店舗を誘致していく予定でございます。街なかギャラリーにつきましては、中心市街地の歴史や文化を振り返るスペースや市民が制作した作品等の展示ブースとして設置し、市民交流の場とするもので、関係機関と調整を図るとともに、ワークショップを開催しながら設置・運営を行う予定でございます。タウンマネージャー設置事業につきましては、経済産業省戦略補助金の活用期間が最大3年間のため、その間に商業活性化を図るとともに、活性化の基盤を作っていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

いま報告いただきました2ページのスケジュールのほうなんですけれども、ちょっと複雑な感じで、今ぱっと見てどこがどうというのはちょっとなかなか判断しにくいんですけども、一番上の吉原町1番地区第一種市街地再開発事業に関しまして、事業主体は再開発組合という

ことになると思うんですけども、基本的なこと申しわけないんですけど、市はこの事業に対してどういうふうな形で関わって、こういった形で予算といいますか、そういうふうなものをつぎ込んでいかれるご予定なんでしょうか。

中心市街地活性化推進課

今おっしゃいましたように、実施主体への補助者としての立場というのがございます。また先ほど言いましたように、都市計画決定をしてみりますので、そういう決定主体。また、周辺の道路整備も行いますので公共施設管理者としての事業への同意者としての立場。また、中心市街地活性化の観点から事業推進を支援する立場というようなことで考えております。

永末委員

平成24年度の予算委員会でいただいた資料のほうで、24年度の予算として2070万円ほどこちらの事業に関して上がっていると思うんですけど、これは内訳といいますか、どういうことに使われるんですか。

中心市街地活性化推進課

平成24年度は事業計画を作成していく予定になっております。そういう計画・立案に対する補助ということでございます。

永末委員

計画立案に対して2千万円の費用がかかるということですか。

中心市街地活性化推進課

この事業につきましては、国、県、市の補助がございまして、2070万円につきましては、国が2分の1、市が2分の1というような内訳になります。また、県のほうでも今年度予算を計上していただいておりまして、同じ額を計上していただいて、その県の予算においても2070万円の半額が国、半額が県という形になってまいります。その残りが事業者と実施主体という形になってまいります。

永末委員

市の負担としては半額ということでもいいんですか。1千万円ちょっとということでもよろしいんでしょうか。そういった形で国のほう、県のほう、市のほうで出されるということなんですけども、今年度に関しては2千万円、結局事業としてつぎ込まれるわけですよ、いろんな、入ってくる場所は違いますけれども、これは何に使われるんですか、その計画を立てるということでしたけれども、具体的に教えていただきたい。

中心市街地活性化推進課

実施主体となります組合のほうで、そういう計画立案のためのコンサルタントに委託する形になりますので、そういう委託費に対する補助ということでございます。

永末委員

これはある程度どこにされるとかは決まっているんですか。

中心市街地活性化推進課

まだ事務組合のほうで予算をいま調整された段階でございまして、これからまた業者が決定されていくという状況でございまして、まだ決定はいたしておりません。

委員長

他に質疑ありませんか。

明石委員

タウンマネージャーの公募が4月12日に行われて、5月中旬にタウンマネージャーの選考委員会が開催されたということがここに記載されておりますけど、公募は何人あったんですか。2人募集でしょ。

中心市街地活性化推進課

応募は2人でございます。

明石委員

それではこの方たちがなられるということですよ。

中心市街地活性化推進課

募集人員は1名でございます、来週面接審査を行いまして決定されるということでございます。

明石委員

年齢はおいくつぐらいの方ですか。まだ決定でないでしょうけど、わかる範囲で。男の方ですか。それと、これに対しての資格が何かあるわけですか。

中心市街地活性化推進課

まず、二人の性別は両方とも男性でございます。年齢からいけば、40代後半の方と60代前半の方でございます。応募資格につきましては先ほど言いましたように、特に商業の活性化に関して専門的知見だとか、経験と情熱を有しているか、性別・年齢・学歴は不問にいたしております。また市内の事務所に通勤可能な方、また成年被後見人または被補佐人とかですね、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人というような除外規定というのもございます。そういった中での公募をなさっております。

明石委員

タウンマネージャーの仕事の内容がもう1つははっきりわかりませんが、主にどういう仕事をするのかというのをわかればお願い致します。

中心市街地活性化推進課

業務内容につきましては、商業活性化のための企画立案、事業実施、及び関係者相互の意見調整。また基本計画に掲げる活性化事業の連携・促進、新規事業の提案、関係者相互の意見調整、また情報発信の強化。そういったものを業務内容にいたしております。

明石委員

この方たちは、あくまでも参考資料を出すということで決定権は飯塚市にあるわけですか。

中心市街地活性化推進課

まずこのタウンマネージャーは中心市街地活性化協議会に設置するというにいたしております。各事業におきましては、先ほど説明しました商業活性化事業、いろいろ実施主体が商工会議所であったり、市であったりという状況でございますので、その事業、事業に応じまして、決定権者が出てくるというような形になるかと思っております。

明石委員

2人のうち1人ですから、いい人というのはなかなか難しいかもしれませんが、上手に指導していただきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災に係る飯塚市の支援状況等について」、報告を求めます。

総務課長。

東日本大震災に係る飯塚市の支援につきまして、23年度末までの取り組み状況等について取りまとめを行いましたのでその概要をご報告いたします。お手元にお配りしております「東日本大震災に関する市の支援策実施状況報告及び今後の対応について」の資料をお願いします。

1ページをお願いいたします。23年度の市の支援策の実施状況でございますが、先ず1.の被災地に対する支援策といたしまして、括弧書きの義援金の支援、中段の物資の支援、次のページの人的な支援という3つに分けて記載させていただいております。先ず義援金の支援に

つきましては、市内18カ所で受付をいたしまして、平成24年3月31日現在で、6538万2409円の累計額となっております。(2)ですが飯塚市からの被災地に対する義援金につきましては1500万円を支出し日赤本社へ送金いたしましたところであります。(3)の救援物資の支援の関係でございますが、130件の受付がございまして、一般市民の方や企業の方からインスタント食品や衣類・防災資機材などの物資の提供を受けまして、(4)で記載しておりますように、福島県相馬市へ搬送いたしております。

2ページをお願いします。人的な支援につきましては、の日本下水道協会からの要請に基づく宮城県亘理町と白石市への派遣を始め、平成23年3月28日から平成24年3月30日までの間に、仙台市や石巻市、福島県の郡山市やいわき市などへ事務職19名、技術職11名、保健師2名の総計32名の職員を派遣し、各支援内容の業務を行ってきたところであります。また(6)のボランティアの派遣につきましては、40件63名の申請登録を社会福祉協議会の方で受付いたしまして、その内49名の方が石巻市やいわき市などで活動されたところであります。

3ページをお願いします。被災地から飯塚市へ避難された方への支援状況でございますが、(1)の公営住宅等の提供につきましては、市営住宅10戸、市立病院の職員宿舍5戸の提供を予定しておりましたが、いずれも入居はありませんでした。避難者の状況でございますが(2)の表に記載しておりますとおり、累計で14世帯20名となっております。その後、帰郷や他市町村への移転などされまして、現在も飯塚市に避難在住されてある方は3世帯3名となっており、2名の方が民間住宅に、1名の方が高齢者支援施設に入居されている状況であります。次に(4)のその他の被災者救済制度でございますが、資料の5ページのA3判の表をお願いいたします。救済制度につきましては、本市が被害にあったときに準じまして各種料金等の減免救済制度を実施し、全部で21項目の救済メニューを準備しておりましたが、実際の利用状況といたしましては、表の右から3列目の支援状況の欄に数字が入っている部分で支援を行ったところであります。全体といたしましては、件数としては合計で109件、金額にいたしますと48万2657円の支援状況でございます。なお、備考欄に記載しておりますとおり、国の措置による延長等が行われるものにつきましては、その終期までの期間継続して実施することといたしているところであります。

次に、4ページをお願いいたします。今後ということで平成24年度の対応でございますが、義援金の支援につきましては、日本赤十字社の募金受付終了予定の9月30日までとなっておりますので、これまでの間、引き続き受け付けを実施いたすこととしております。また、人的な支援につきましては、全国市長会から職員の派遣について引き続き要請がなされておまして、現在、被災地との連絡調整を行っているところであります。被災地からは3ヶ月を超える中・長期の派遣要請がなされておまして、支援依頼の業務内容に対応した派遣ができるよう、派遣職員の選考や派遣のための事務手続き等を進めているところであります。

最後に飯塚市へ避難された方への支援につきましては、現在も3名の方が本市におられますので、避難者の把握を継続するとともに、措置期間の延長等もあります各種救済措置の情報提供等も行っていきたいと考えております。以上が東日本大震災に係る飯塚市の支援状況の報告でございます。

なお、資料はございませんが、本市へのモニタリングポストの設置についてご報告させていただきます。本年3月30日に県の環境保全課のほうから、大気中の放射線を常時自動測定する固定式の機器でありますモニタリングポストを、県内6カ所に新たに設置し、その内の1カ所を飯塚市に新設したとの連絡がありましたのでご報告いたします。設置場所は新立岩にあります県の飯塚総合庁舎敷地内の南東側の角に設置されておまして、モニタリングの測定データにつきましては10分ごとに更新され、4月2日から文部科学省のホームページで公表されております。また、飯塚市のホームページからもリンクして閲覧ができるようにいたしております。

まして、次回の市報にもその旨を掲載して市民の方々にも設置についてお知らせするよういたしているところであります。

以上で総務課からの報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

2番の被災地から飯塚市へ避難された方への支援策等として、公営住宅等の避難施設提供とありますけれども、市営住宅で10戸入居可能施設があるということなんですけど、これはどこの市営住宅ですか。

総務課長

大変申し分けありませんが、手元に資料を持ち合わせておりませんので、ここですぐお答えすることができません。

永末委員

ただ10戸は確保されているわけですよね。それは間違いはないということでもいいんですか。場所がわからない。

総務課長

10戸は間違いございませんけれども、今その場所について手元に資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

総務課長

ただいま確認してまいりますので、しばらくお待ちいただければと思っております。後ほどお知らせしたいと思います。

委員長

それでは後ほど資料をもらったらいいですか、永末委員。

永末委員

はい。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」、報告を求めます。

人事課長

当委員会冒頭におきまして、副市長を始め、所管部長等から陳謝・訂正のございました、「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」の採択等に関しまして、誤った議会答弁や住民の皆様への説明など不適切な事務処理事案が発生いたしましたので、この件につきましては、新聞報道等により既にご承知かと存じますが、関係職員への懲戒処分等を平成24年5月10日付で行いましたので、その概要についてご報告いたします。

本件は、平成23年6月3日飯塚市自治会連合会会長及び明星寺地区周辺の自治会長6名の連名によりまして、請願書が提出され、当該市道の現況を把握するため平成23年6月7日、所管課職員による車道幅員の測定を行い、大型車両が離合可能な箇所として必要な5メートル

以上の幅員が、確保できるものと認識したものでございます。その後、この数値を根拠といたしまして、大型車両が通行可能な道路であると地元住民等の関係者及び飯塚市議会にご説明をして参ったものでございます。

しかしながら、平成24年3月26日、地元住民の立会のもと、再度車道幅員を測定したところ前回の測定値とは異なり、4メートルの車道幅員となることが判明したことから、車両制限令第6条第2項の規定により、車道幅員の2分の1を超える車両の通行が制限を受ける道路となったものでございます。このことは平成23年6月7日に同課職員が測定した際の道路幅の転記誤りや確認の不足に起因するものであり、これまでの市議会並びに地元住民の方々への誤った説明や資料の提出など、関係各位に多大なるご迷惑をおかけすることとなり、市政に対する信用を著しく失墜させ、今後の市政運営にも大きな支障を生じさせる事案であります。そのため、関係職員の処遇につきまして、人事諮問委員会に諮問を行い、その答申をもとに平成24年5月10日付けをもって、当時の管理監督者2名を戒告処分、1名を文書訓告といたしましたものでございます。

本件事案は、事務処理のチェック・確認体制に対する認識の甘さや不備、職務に対する責任感の欠如に起因するものであり、今後はそれぞれの職責を担う職員一人ひとりが、自覚を持って、適切な職務遂行を行うよう強く指導して参ります。誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永末委員

転記の誤り、確認不足ということで、こういった事態が招かれたということなんですけれども、今ご報告でもありましたように、行政として本来あってはならないことだと感じております。実際、5月10日に処分として戒告文書による通知があったということですが、実際そういった処分後、同じような事例が起こらないように何らか対策といたしますか、そういうのは立てておるのでしょうか。

人事課長

先ほどもご報告いたしましたとおり、なぜこのような事態が起こったのかということをも再度確認をそれぞれの所管でしております。それにつきまして、そのチェック体制、そういった研修等々におきましても職責の重さ等について指導してまいりたいというふうに考えております。

永末委員

具体的には指導をして同じようなことがないように防ぐというようなことで、それが具体的な対応策ということではよろしいんですか。

人事課長

職員の服務及び業務の遂行につきましては、常日頃より管理監督者研修あるいは階層別研修等々におきまして、住民の福祉の向上のために公務を努めていくといったことを常々研修等におきまして指導しているところでございます。今後も引き続き、そのような事態が発生することのないよう研修等に力を注いで参りたいと考えております。

委員長

他に質疑はありますか。

宮嶋委員

処分ですが、戒告と文書訓告とおっしゃったんですかね、文書訓告の場合は文書と書いてありますから、文書が出るんだろうと思いますけれども、まず条例のどの部分でこの処分がされたのかというを最初にお聞きしたいと思います。

人事課長

懲戒処分等につきましては、地方公務員法の第29条におきまして、職員の非行為、非行でありますとか、違法行為、違行に対する動議的責任を問うということが地公法29条に規定をされているところでございます。具体的な処分の方法等につきましては、飯塚市職員の懲戒処分に関する指針を平成19年度5月1日に定めておりまして、このような基準等を基に人事諮問委員会において職員の処遇について審議をなされているという状況でございます。

宮嶋委員

それでは非行というか、違法、道義的責任をとれということでの処分ということですね。この文章訓告に関しては後でもいいですけど、文書をいただけますでしょうか。

人事課長

文書訓告につきましては、個人に対する指導要領、個人に対して発行しておる文書でございますので、この文書については非公開ということしております。

宮嶋委員

すべてこういうのは非公開というふうに決まっているんですか。名前を消してとか、そういうことでも結構なんですけど、出ませんか。

総務部長

職員の処分という形でございます。職員に個別に所属する内容でございますので、こういった分につきましては、私ども公表規程を設けまして公表すると。そして懲戒処分以上については公表するということですね、これは名前は消して、所属部署、年齢についても何歳代とかですね、そういったことを設けております。ただ、文書訓告以下につきましては基本的には公表しないということにしておるですけれども、一事件、懲戒案件に付随する部分につきましては、一緒に公表しようということで、公表規程の中で公表させていただいております。この規定に基づいて公表させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「測量・建設コンサルタント等業務成績評定の試行導入について」、報告を求めます。

契約課長

それでは「測量・建設コンサルタント等業務成績評定の試行導入について」ご報告いたします。現在、建設工事におきましては公共工事の適正な施工を確保する観点から設計金額130万円以上の工事につきまして、施工状況及び目的物の品質等の評価を行っております。今回報告いたします試行導入の内容につきましては、3月14日開催いたしました入札制度検討委員会に諮りまして、これまで成績評定を行っておりませんでした測量・建設コンサルタント等業務につきましても適正な履行を確保する観点から設計金額50万円以上のコンサルタント等業務について成績評定を試行導入するものであります。試行導入の方法につきましては、コンサルタント等業務は建築・測量・土木・地質・補償の5つに分かれておりますが、このうち建設コンサルタント業務を4月1日から先行して試行導入を行い、またその他4つのコンサルタント等業務につきましては、平成25年度からの試行導入に向けた準備期間として簡易的な評定方法等を用いるなどし、評価項目等の検討をさらに行い、25年度からの試行導入に向けた取り組みを行うものでございます。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

手元に資料がないんですけれども、いま口頭で言われたそういう内容というのはホームペー

ジか何かでわかるようになっているんですか。

契約課長

現在、試行導入を行っている段階でございますので、まだホームページ等には記載しておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

管財課長。

資料として事故現場見取図を添付いたしておりますが、公用車による交通事故の発生についてご報告いたします。先月4月2日月曜日午後0時52分頃、新立岩5番5号市庁舎敷地横の歩道上で管財課職員運転の公用車が、市道新飯塚・川島2号線に侵入しようとした際、歩道を直進してきた自転車と公用車の左前部が接触し、相手方の左足を負傷させ、相手方所有のパドミントンラケット及び被服に損害を与えたものでございます。市側の損害はなく、相手方は左足の打撲で3度通院をしております。事故の原因は、公用車が歩道を横切る際に十分な確認を怠ったこと及び相手方につきましても徐行運転を怠ったことが挙げられます。損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故が起きないように指導徹底を図ってまいります。

以上、簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

交通事故の件が所管によって1つずつでありますけど、トータルで年間どれくらいあっているんでしょうか。まあパターンはいろいろあると思います。道路に穴が開いていて事故を起こしたとか、こういうケースとか、いろいろあると思いますけど、去年でもいいですし今年1月から4月までのトータルの件数をぜひ一度出していただいて報告をお願いできればと思います。それと、さっき言われましたけど職員だけじゃないですけど、我々も非常に注意しなきゃいかんことが多いもので、ぜひ交通事故は今日みたいな形ではどれぐらいの事故かははっきりわかりませんが、非常に大きな事故になったときにはものすごい責任をとらなきゃいかんと思いますので、ぜひ資料をお願いしたいと思います。次回で結構です。

管財課長

次回、報告案件があった場合は交通事故の分、それから道路上で草刈り等をしとった場合にも事故等が発生しておりますが、そういった件も含めましてということでございますか。

明石委員

いや、先ほど申しましたようにパターンがいろいろあると思うんですよ。人身事故とか、僕が一番知りたいのは穴が開いていて事故があったのとか、こういう人身事故とか、そういうものですね。草刈りをしよってとかいうのはちょっとあれですから、そこのところはある程度ですね、部分的に分けられれば一番いいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長

わかる範囲で次回の委員会で報告していただくようお願い致します。他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは、「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。「平成24年度 予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行状況について」執行部の説明を求めます。

公共交通対策課長

平成24年度の予約乗合タクシーおよびコミュニティバスの4月末までの運行状況につきましてご報告いたします。報告につきましては、お配りしております資料に基づきご報告させていただきます。

まずは、【1】の予約乗合タクシーの運行状況でございます。予約乗合タクシーにつきましては、地区公民館を単位として市内12地区に分け、そのうち飯塚地区・立岩地区・菰田地区の3地区を除いた9地区で運行しております。市民の方のご利用出来る地区割としましては、このうち、穎田地区と鯉田地区に関して両地区を合わせまして、1つの地区として運行地区を設定しておりますので、表の運行地区の欄の8地区がいま申し上げたものでございます。車両運行事業者につきまして、この8地区で選定しています。この8地区に関して、車両台数および車両内訳の欄に記載しておりますように、車両は11台で運行しております。運行事業者に関しましては、飯塚東・庄内地区の1台、筑穂地区の3台及び八木山地区を除く鎮西・二瀬地区1台の計5台を（有）shonai観光が運行します。二瀬地区の1台、八木山地区を中心とした鎮西地区と二瀬地区の補助運行をする1台の計2台を綜合交通（株）、幸袋地区の1台を（有）幸袋タクシー、穎田・鯉田地区の1台を安全タクシー（有）、穂波地区の2台を穂波タクシー（株）ということで、5事業者が運行業務を行っております。

次に（2）の予約受付業務事業者につきまして、予約電話を受付ける予約センターとして、後ほど視察も行っていただきますが、（株）福岡ソフトウェアセンターが業務を行っております。（3）の予約受付および運行管理で使用する予約管理システムにつきましては、関東方面へ視察に行ってくださいましたが、順風路（株）が管理・運営しております東大開発のシステムであるコンビニクルを採用いたしております。

次に、4月末までの利用に関する状況を（4）に地区別に記載しております。まず、利用者登録数でございますが、まあ1カ月でありますので数字は少のうございますが、利用者登録は運行できない飯塚・立岩・菰田の3地区および市外居住者でも登録できますので、現在運行しております9地区、運行できない3地区及び市外の合計で2,328人となっております。予約件数は各地区内での運行に関する予約件数を運行地区別に記載しております、合計では1,129件となっております。実利用者数につきましては277人となっております。

次に（5）の予約状況については、4月に運行いたしました20日間の延べ予約件数が1,129件で1日当たりでは56.5件となっております。また、1週間前から予約できますことから、予約受付を開始いたしました3月26日から4月末までの予約件数合計は1,177件となっております、1日当たりでは58.9件となっております。なお、上段の1,129件との差の48件につきましては、4月中に受付けた5月運行予定の予約件数でございます。

次に資料には記載しておりませんが、予約乗合タクシーに対する市民からの意見・要望の主なものといたしましては、現在限定した地区内しか運行できないことに対する意見・要望が多く寄せられております。他には、当日の1時間前までとしている予約受付時間の締切時間を短縮してほしいという意見、病院等の帰りの予約がしにくい、運賃が上がったことなどです。質問としては予約者が一人でも運行するのかといったものがございます。

次に、コミュニティバスの運行状況についてご説明します。資料の一番下の表をご覧ください。運行路線につきましては、穎田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の3路線で運行しております、穎田・飯塚線は誠心物流（株）観光事業部、庄内・飯塚線については（有）shonai観光、筑穂・飯塚線は西鉄バス筑豊（株）がそれぞれ運行しております。

次に、利用者数合計及び1日当たりの利用者数でございますが、穎田・飯塚線が合計で

224人、1日平均11.2人、庄内・飯塚線が合計で461人、1日平均23.1人、筑穂・飯塚線は合計で895人、1日平均44.8人となっております。総合計としましては1,580人、1日平均が79.1人となっております。

次に、コミュニティバスに対する市民からの意見・要望の主なものについては、昨年度まで利用していたバス停の一部を復活してほしいという声や、バス停、ルートの変更をしてほしい等の要望が寄せられております。

最後に、周知・広報活動についてでございますが、利用ガイド、チラシの配布等につきましては、3月15日に利用ガイドを全戸に配布し、同じく4月15日には利用方法を簡略化して記載したチラシを全戸配布するとともに、同様なチラシを全自治公民館、並びに150箇所以上の市内のスーパー、病院、金融機関、公共施設等の各種施設に掲示していただいております。また、これまでに市民を対象に全地区公民館、全自治会長会、その他説明を希望された自治会等で説明会を行っておりますが、今後も市民に説明が出来るように、自治会長、民生委員の皆さん、並びに社会福祉協議会などに生き生きサロンや集会などで説明会の実施の機会提供をしていただくように、広報・周知のご協力をお願いをしているところでございます。今後の周知・広報活動の予定でございますが、6月1日号の市報におきまして特集記事を掲載して広く広報するとともに、いきいきサロン等の高齢者の集まる場所に出向きまして説明を行ったり、集客力の大きい施設・場所での街頭啓発を実施するなど、こまめな広報活動も検討しております。今後とも周知・広報活動に努めてまいります。

以上で、予約乗合タクシーとコミュニティバスの運行状況の報告を終わります。

委員長

先にお知らせしましたとおり、現地視察の予定時間になりましたので、ここで暫時休憩して現地視察を行いたいと思います。委員の皆様はマイクロバスにご移動をいただきたいと思ます。

暫時休憩します。

休 憩 11:07

再 開 12:02

委員会を再会いたします。先ほどの説明並びに現地視察に対する質疑を含め、コミュニティバスの運用について、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

一点だけ伺います。いろいろ苦情というか、こういうふうにしたらいんじゃないかという要望が出ていると思います。こういうものに関して全般的に、まだ2カ月ぐらいしか経っていませんけど、見直しをする考えがあるのかどうか。どういう時点ですか。そのところをお願いいたします。

公共交通対策課長

いま質問委員が言われましたように、いろいろ苦情または要望。苦情と言うよりも要望のほうが多いんですけども、できるだけ広範囲に予約乗合タクシーが動けるようにしてくれとかですね、コミバスについてもできるだけバス停をふやしてくれとか言われております。基本的には3年間というスパンで今回の運行を考えておりますので、来年度については大きな変更はちょっと難しいと思っております。ただし、細かな部分でよりサービスの向上、利用がふえるような形であれば、使いやすいものになるという部分がございましたら、決して現状にずっと固執する必要はございませんので、利用しやすいサービスに努力してまいりたいというふうを考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

まだ予約乗合タクシーが始まって1カ月ですのであれですけども、当初どのくらいの予約件数があるかとか、推測というか、見積もりというか、そういうのをされていて、その数字と照らし合わせて今現在がどういう状況なのかをお聞きします。

公共交通対策課長

当初、予算措置する予算の段階では予約乗合タクシーにつきましては、年間62,000人という数字をあげております。コミュニティバスにつきましては28,000人という数字で予算計上しておりますが、これはあくまでも、3年間実証運行いたしましたコミュニティバスの運行の中で考えられた数字でございますので、システム的に新たな取り組みをしておりますのでそれがそのとおりできるというふうには考えておりませんが、先進事例等を参考にいたしましても、当初半年ぐらいはなかなか数字が伸びないという結果が出ております。ただし、低い目標を最初から設定することはすべきではありませんので、3年間の実証運行に沿った形で予約乗合タクシーが62,000人、そしてコミュニティバスは28,000人ということで、特に予約乗合タクシーについては1日あたりになおしますと大体256人ぐらいの目標であります。また4月段階では今200人ぐらい不足しておりますけど、いま5月の状況は100人近い利用があり、だんだんふえてきているという状況でございますので、そのところをご理解いただきたいというふうには考えております。

宮嶋委員

タクシーに関しては、やはり予約がなかなか難しいと。聞いた話では予約をしたら、もう待ってあるんですね。だから1時間またないといけない、だから自分が何か仕事しながらね、何時頃出かけようと思ったら、その時間に予約すればいいんですよと言うけど、1時間じっと待っておかないといかんというお年寄りの方がいらっしゃるんですよ。やっぱりなかなか皆さまの中に浸透するまでに随分時間がかかるだろうと思うので、ぜひその辺は努力していただきたいなと思います。コミュニティバスに関してですけども、コミュニティバスの利用が随分少ないと思うんですが、総合計で利用者数合計が1,580人ということですけども、3年前に最初にコミバスが動き出したときに、まあ路線も違うし、いろんな条件が違うと思うんですが、一番最初のスタート時点の4月というか、その時点の利用者数というのがどのくらいあったのか、わかりますでしょうか。

公共交通対策課長

今ご質問がありました平成21年度、3年間の実証運行の初年度でございますが、そのときの21年4月の利用がですね、あくまでも11路線で運行しておりますので、いまと形態が全然違いますので、そこところは含み置きいただきたいと思いますが、21日運行いたしまして総数で5,965人利用しております。1日当たりの利用件数が284です。そういう数字になっております。ちょっと形態が違いますので、そのところは含み置きいただきたいと思っております。

宮嶋委員

確かに11路線でしたかね、違うと思うんですけども、結局ですね、前回は鈍行バスが走っていた、細かく停まる鈍行バスが走っていましたが、今度私も乗らせていただきましたけど、いわゆる特急バスなんですよ。要所要所しか停まらない。だからコスモスコモンに用事があるとか、イオンに用事があるとか、そういう人でない限りバスに乗ってもそこからの交通手段がないからですね。利用者が本当に少ないんですよ。平均で、潁田線は特に少ないですけども庄内飯塚線でも1日あたり23人。これ7便あるんですよ、もしその数で割ると何人乗っているのかなと。私が乗ったときも、どこからどこまで行ったときだったかな、もう2人ですよ、最初から最後まで。途中で1人乗ってこられて。だから本当に市民の方の役に立っているのかなというのを実際に感じたんですよ。コースの変更とかいうのはすぐにはできない。もっとね、もうちょっと広いコースで回れないのかなというのと、今のコース上にバス停が作

れないのかなというのがあるんですけど、その両方について検討していただいて、いつ頃だったら変更できるのか、教えてください。

公共交通対策課長

今ありましたように、いろいろご要望が出されております。確かに停まる停留所が少なくなっております。ただし、実証運行の中でいろいろ調査した中であまりにも目的地に行く時間がかかり過ぎて利用できないという声も片方ではございます。また、ちょこちょこ停まりますけど、利用されていないバス停もたくさんあったということで、実際運行していた分がもう乗り手がないで、空気を運んでいるという批判も受けた中で、いろいろそういうケースも十分考えた中で今回の運行をしております。それともう1つは、調査の結果でバス停から何分以内というような近いところの人は利用しているけど、5分以上離れたら利用されないという方が多かったことも含めて今回の予約乗合タクシーという部分と、それと地区間を移動するコミュニティバスという形で今回はスタートをかけております。いろいろご要望を出された中で年度ごとに変更できるところは変更して改善してまいりますけど、まだスタートしたばかりですので、今後とも周知活動等を努めながら利用をしていただけるようなサービスにつなげていきたいというふうに努力いたします。

宮嶋委員

だからコースの変更は1年間待たないとだめなんですよとか、バス停はもし要望があればふやせますよという時期が、1年間見ないとわからないから1年たないと検討できないのか。2年たないと検討できないのか、その辺ちょっと教えてください。

公共交通対策課長

先ほどもちょっとご説明の中で言ったと思いますけど、あくまでも1年後、年度途中でルートを変えたり停留所を変えたりすることは、もう高齢者が利用されておりますので、途中途中、ルートを変えたり停留所を変えたりということは逆に批判を招きますので、一定1年間という状況の中でいろんな要望、強い要望が出てですね、これなら使えるよと、これのほうがいいよというような、ある程度皆さんの意向の強い中で1年後に改善できるところはしていきたいというふうに思っております。あくまでも個別の意見を全部聞いていけば、なかなか一つまとまったものになりませんので、そういうところを十分加味しながら1年後に改善できるところはしていきたいというふうに思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

今の課長のご答弁で小さな変更であればある程度可能だということで、今のところ年度の中での変更は考えない、1年間通して見て、それから変更を考えるというような回答でしたけども、例えば来年度なら来年度変更するにあたって、その意思決定といいますか、そのプロセスは実際どういったふうになっていきますでしょうか。以前は地域交通協議会が主な意思決定機関だったと思うんですけど、本年度から市の事業になってますんで、その辺りはどのような形で決定していかれる予定なのか。

公共交通対策課長

いま質問委員が言われましたように、これまでと同様地域公共交通協議会を同じように開催して、その中で十分にご議論いただいた中で最終的に市が判断するというようになっております。これまで、ご承知であると思っておりますけど、その委員の構成には各地域の自治会長も入っておられますし、運行事業者も入っておられますので、そういう中でご要望等も踏まえて十分検討しながらその結果を市が判断して、そういう改正につなげていくというふうに考えております。

永末委員

例えば、協議会の意向をある程度考えながら市のほうで決定していくということでしたけれども、見直しに住民の方の要望といいますか、そういうのを聞くような機会、例えば住民説明会でありますとか、そういったのを設けるといような考えというのはありますでしょうか。

公共交通対策課長

これまでもそれぞれ利用者の声、利用されていない方の声等を当然把握しながら協議会で話ってきたわけですが、これからもこれまで同様、市民の声、利用者の声を十分反映する形で改善には当然努めていきたいと思っております。またこれまでも30カ所ほど説明会を開きましたが、その中のご意見等も十分検討の課題として今後検討しながら、そういう改善の方向性を十分見定めていきたい、そういうふうな協議の中で結論出していきたいというふうに考えて協議会も開きますし、市も判断いたします。

永末委員

市民の方の声、利用者の方の声を反映するというので、今までの説明会も参考にされるということだったんですけども、今までの説明会はあくまで始まる前の段階の説明であって、どういったものが始まるのかという説明だと思うんですね。実際、今回動き出して、実際こうしてほしいという住民の方の声が前回の説明会とまた変わってきていると思うんですね。ですんで、声を反映するというふうな形で言われましたけれども、住民説明会をまた開いていただけるのかどうか、というところをご回答いただけますでしょうか。

公共交通対策課長

いま現在説明会を開いております。あくまでもそれは初期段階での周知が中心で行っておりますが、今後とも幅広く団体へ説明会の開催をお願いしております。その中では当然、スタート段階、当然1カ月後、2カ月後の段階で利用された方の声も当然出てまいります。そういう中で市民の声、利用者の声を拾い上げていきたいと思っております。また必要に応じてそういう説明会も、初期段階だけに限らず年度中途、年度終わりにあっても、また次の段階での説明会は数多く開催しながら市民の声を拾い上げていきたいというふうに思っております。

永末委員

わかりました。よろしく申し上げます、説明会のほうを。あと一点なんですけど、平成24年度の予算のほうで、公共交通モニタリング業務委託料というのを設けてあると思うんですけど、これはどのタイミングで行われるのか、計画の見直しなどにも関係するのか、ご回答いただけますでしょうか。

公共交通対策課長

いまモニタリング調査ということで、ただ最後の段階だけでの、次年度の計画を組むためだけのモニタリング調査ではなくて、利用状況、初期段階からですね、中間段階、そういう最終的な十分な把握をした中で課題はどこにあるのか、またいま公共交通として求められているものはどういうものがあるかということをご判断いただきました結果をやはり協議会、そして市が判断して、改善に努めていくということで年度を通じてそういう判断をいただくような形にいたしております。

永末委員

これは委託料なので、どちらかコンサルのほうに委託されるということですよ。協議会とは違いますよね。明確にしておきたいんですけど、これはどちらか協議会とは別のコンサルのほうに委託されて、年度終わりぐらいに委託してほしいというふうな形で理解していいですか。

公共交通対策課長

先ほど、ちょっとご説明の中でいたしましたように、最後の部分だけをモニタリングで調査結果を出していただくというものではありませんので、早い段階で契約いたして、そしてまた夏場、7月、8月には初回の協議会も開催いたしますが、そのときの案件としての検討内容等、

また含めて年度を通じてそういうアドバイス等を受けるために業者に委託という形で考えております。

永末委員

いつぐらいというのはご回答いただけますか。

公共交通対策課長

委託については、もう近々業者を選定して契約するというふうに考えております。できるだけ早い時期から、委託するのも早い時期からいろんなアドバイスなりをですね、考えを示していただくために早い段階から委託をしたいというふうに考えております。

永末委員

これはプロポーザル方式ということですか。

公共交通対策課長

あくまでもコンサル会社でございますので、業務にある程度精通した、まあこれまでの状況も踏まえて十分検討して業者の選定にあたりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

合併以前の旧町での福祉バスの時代から、この3年間のコミュニティバスの期間としてだんだん悪くなっているという皆さんの声が多いと思うんですね。ぜひ、旧町の方は昔の福祉バスに戻してほしいという声が多いんですが、この3年間のコミュニティバスの皆さんの利用の満足度から今現在、乗合タクシーを併用したことによって住民の皆さんが本当に便利になったのか、満足してこのままでいただけるのかということらへの行政としての思いというか、はどんなふうですか。

公共交通対策課長

いま質問委員もご承知のように、まだ4月にスタートして5月も半ばでございます。まだまだ周知が十分行われて、十分理解された上で乗る乗らないという判断をいただいているとは現在考えておりません。まだまだ知らずに終わっている、過ごしている方がたくさんおられます。過去3年間の実証運行中でもやはりすべての方が理解した上で利用されていたのかどうかということも、乗らない方々の意見も十分くみ取った中で今の検討結果としての運行をやっております。今後ともそういう市民の声がどこにあるのかを十分見定めた上で判断するには、やはりまだまだ半年なり、あの先進事例でもありますように、すぐにはなかなか利用がふえてきたり、やっぱり高齢者中心ですのでそのところがあると思いますので、十分加味した中で改善できるところは改善していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

いま課長が言われたように、やっぱり使わない人、利用しない人がなんで利用、まあ車自分があって自分で動けるといふ人はともかく、そういう方じゃないのに利用されないというのが何でなのかというのを調べる方法をもう少し検討していただきたいなというふうに思います。周知徹底すればもう少し増えるだろうというふうには私も思いますけれども、やはり利用できない、特にバス停が一番少ないということと、ほとんどバス停がないという吉北団地のお年寄りの方なんかには聞くと、もうバスは西鉄バスが1日に3本くらいですかね、あとはもう全然ないと。結局タクシーを使おうにも吉北からだと川食に行かれる方が多いですね、鯉田の。あそこは区域外になるんですね。鯉田橋を渡らないといけない。だからそこにも行けない。だから本当に使いたいけど使えないということらへんがあるので、利用された方のご意見ももちろんそうですけども、利用しない人の意見をくみ上げる方法をやはり考えていただいて、せっかく走らせるんだったら利用できるよということ、金額的なこともあると思いますけど、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。以上をもち
まして総務委員会を閉会いたします。